

○青山総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めたいと存じます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いしたいと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第140回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1、「マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料1-1を御覧ください。

今回、マイナンバーガイドラインの改正案をお諮りする趣旨についてですけれども、「戸籍法の一部を改正する法律」によって番号法が改正され、従来から情報連携のために用いられていた取得番号について新たな規律、具体的には、不必要に保有してはならないといった規律が設けられたところがございます。

これを踏まえ、関係機関における適正な取扱いを図ることを目的として、マイナンバーガイドラインの行政機関等・地方公共団体等編と事業者編の両方を改正し、取得番号の取扱いについて周知することとしたいと考えております。

なお、今回、行政機関等・地方公共団体等編だけでなく、事業者編も改正することとしておりますけれども、その理由については「※2」に記載しております。「事業者編は、情報連携を行う一部の事業者を対象に改正」ということでして、取得番号はそもそもマイナンバーの情報連携を実施するために必要になるものですので、本来、通常の民間事業者には影響がないものではありませんが、健康保険組合等、情報連携を行っている一部の事業者を対象に事業者編も併せて改正したいと考えております。

次に、改正案の概要です。取得番号について法改正があったことに対応しまして、必要がなくなった場合には取得番号を削除する必要がある旨の記載をガイドラインに追加したいと考えております。

具体的な改正案文については、行政機関等・地方公共団体等編の新旧対照表で御説明します。資料1-2の3ページを御覧ください。左側の下部が改正箇所です。今回、「取得番号の取扱いに係る留意事項」の項目を追加したいと考えております。第1パラグラフは番号法の引用でして、取得番号について不必要に保有してはならない旨を規定した条文を引用しております。

続いて、4ページの第2パラグラフ、「したがって」以下において具体的な対応について記載しております。「情報照会者等は」ということで、これは行政機関や地方公共団体を指しますけれども、「情報照会者等は、情報提供用個人識別符号の取得後、当該情報提供用個人識別符号の取得に係る事務を処理する必要がなくなった場合で、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、取得番号を削除する必要がある」旨、記載したいと考えております。

こちらが行政機関等・地方公共団体等編の改正内容でして、事業者編についても、情報連携を行う事業者を対象に同趣旨の改正を行うことを考えております。

今回、本改正案について御承認いただけましたら、速やかにパブリックコメント手続に付させていただきたいと考えており、5月下旬を目途に公布、施行したいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。

特に修正の御意見がないようですので、この改正案でパブリックコメントを行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局において所要の手続を進めてください。

次の議題に移ります。

議題2、「令和2年度定期的な報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 まず、「1. 概要」についてでございます。

根拠規程でございますが、番号法第29条の3第2項及び定期的な報告に関する規則に基づいて報告を求めるものです。

対象機関は、各都道府県、各市区町村、保護評価書を提出している教育委員会等の地方公共団体等です。令和元年度は2,204の機関から報告を受けております。

報告内容は、個人番号の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等です。

次に、「2. 令和2年度に報告を求める内容について」です。

1点目が、安全管理措置の実施状況です。ガイドラインの遵守状況について、規程等の整備や研修の実施等の基本的な項目に絞り、前年度における実施状況等の報告を求めるものです。昨年度の報告までは、「事務取扱担当者に対する研修」及び「情報システムの管理に従事する職員への研修」を「基礎研修」として1つの設問で報告を受けておりましたが、研修に求められる内容及び受講対象者が異なることから、今回は個別に報告を求めたいと考えております。

2点目の委託及び再委託の実施状況及び3点目の情報連携に関する実施手順等につきましては、前回に引き続き報告を求める項目です。前回の報告結果では、1点目の安全管理措置の実施状況に比べ、実施していると回答した機関の割合が低い項目でございました。当委員会といたしましては、手引書の公表や安全管理措置セミナー等での周知を行ってきた項目であり、改善状況を確認したいと考えております。

4点目が、ハードディスク等の更新等についてです。こちらにつきましては、令和2年度に新たに報告を求める項目です。特定個人情報等を含むデータを復元不可能な状態とする手段、確認方法について、契約書や規程等においてどのように定めているか、また、令和元年度においてどのように実施したかについて報告を求めたいと考えております。

「3. 今後の予定」ですが、4月中旬に各機関宛てに報告を求める通知を行い、5月中旬を報告期限としたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

今、説明にありましたように、今回、ハードディスク等の更新について、地方公共団体等から報告を求めることは、データの削除など安全管理措置を適切に実施する必要があることを認識してもらう良い機会であると思います。

それでは、説明のとおり地方公共団体等に対して報告を求めてよろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、報告を求めたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。次の議題は監督関係者以外の方は退室願います。

議題3「監視監督について」、事務局から報告をお願いいたします。

(内容については非公表)

○丹野委員長 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、公表しないこととした資料以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は閉会といたします。ありがとうございました。